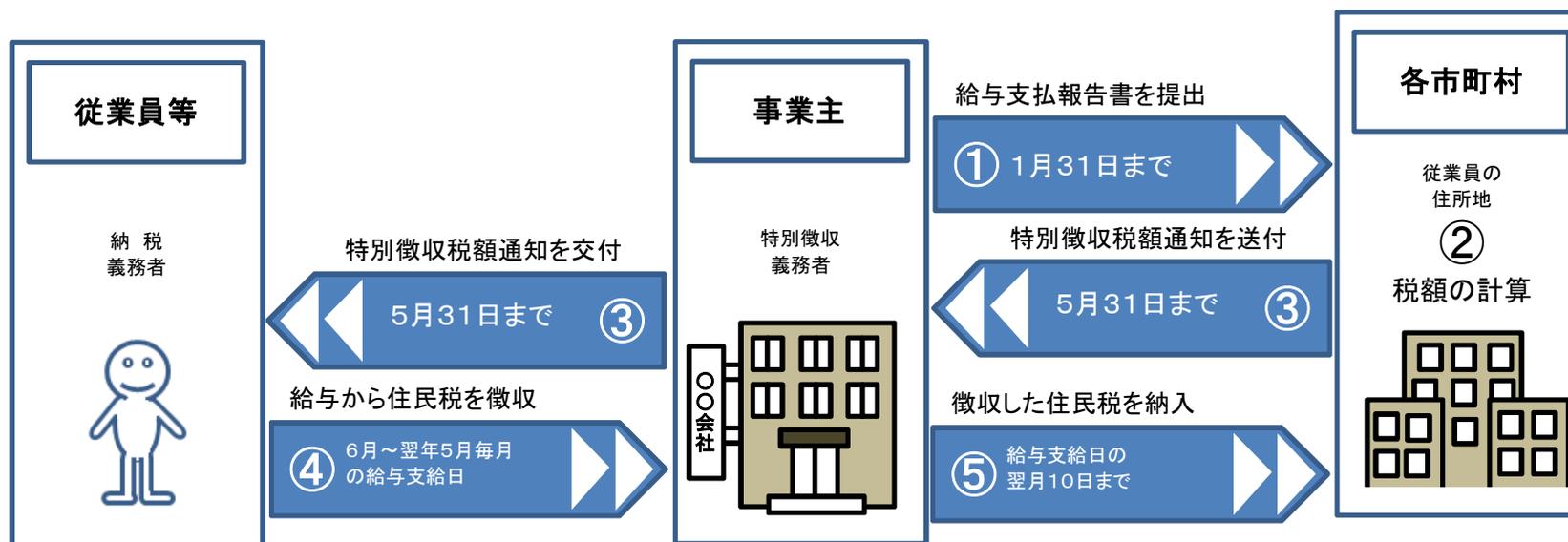


○ 特別徴収の方法による納税の仕組み



- ① 事業主は、昨年1年間(1月～12月支給)の給与を、従業員の1月1日に居住する市町村へ、給与支払報告書にて報告します。
- ② 市町村は、給与支払報告書等の資料を元に従業員の税額を計算します。
- ③ 市町村は、5月31日までに事業主を経由し、従業員へ特別徴収の税額を通知します。
- ④ 事業主は、従業員給与から特別徴収税額を差し引きます。(市町村が通知した税額を差し引くのみなので計算する煩わしさはありません。)
- ⑤ 事業主は、差し引いた特別徴収税額を金融機関にて納入します。(納入書は通知と一緒に5月31日までに送付しています。)